

障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について（案）

調整中資料

1 基本的な考え方策定の経緯・目的

せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年度～令和5年度）では、施設需要に対応するため、障害児（者）通所施設の整備・充実、特に医療的ケア児を含む重症心身障害児を支援する施設整備を重点課題として取り組むこととしている。

しかし、施設整備は中長期にわたる取り組みが必要となることから、今後の障害児の増加を踏まえながら、障害児施設の需要、施設整備の方向性を整理し、施設需要に的確に対応する必要がある。

このことから、令和5年度に「障害児通所施設の今後の整備に向けた検討会」を開催し、医療的ケア児を育てる保護者へのアンケート（令和3年度）や障害児を育てる保護者へのアンケート（令和4年度）の結果をもとに検討会での議論を重ねながら、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理した。

今後、この基本的な考え方を踏まえ、今後の障害福祉計画等に反映させ、障害児通所施設等の整備を行っていく。

2 施設整備に係るこれまでの取り組み状況と重点的に取り組み課題

(1) 過去5年の施設整備状況

	主に重症心身障害児を支援する事業所			主に重症心身障害児以外を支援する事業所		
	児童発達支援のみ	放課後等デイサービスのみのみ	多機能事業所	児童発達支援のみ	放課後等デイサービスのみのみ	多機能事業所
平成30年3月1日現在の施設数	3	0	1	1 2	1 6	1 2
平成30年度			1			1
令和元年度	1	1		1	1	2
令和2年度	1				2	
令和3年度		1	2 (※1)	2		1
令和4年度			1	1	4	5
令和5年4月1日現在の施設数	5	2	5 (※1)	1 6	2 3	2 1

※令和3年度開設した主に重症心身障害児を支援する事業所の多機能事業所のうち1事業所が休止中。

(2) 重点的に取り組み課題

①障害児通所施設所要量の確保

今後の通所施設の利用希望に対応するため、中長期的な需要見込みと施設所要量を精査し、その確保を図ることが必要である。

②重症心身障害児への対応（医療的ケア児含む）

今後も多くの子重症心身障害児や医療的ケア等への対応が必要な施設利用者が見込まれるが、受入れ可能な通所施設に限られているため、その拡充を図る必要がある。

3 基本的な考え方の対象期間

中長期的な考え方として、令和12（2030）年度までの7年間の施設需要に対応するための考え方とする。

※今後の障害児数の推移や制度改正等社会情勢の変化等を見極めながら世田谷区障害施策推進計画策定時に見直しを行う。

4 他の計画等との関係

障害福祉計画と同様に、世田谷区基本計画、新実施計画のほか、公共施設等総合計画等との整合を図る。

5 整備等の基本的方向性と具体的方策

（1）障害児通所施設所要量の確保

①所要量想定

今後の出生数や出現率、1年間に児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する実人数の過去の伸び率等から、対象期間（令和12（2030）年度）の地域別の通所施設所要量を以下のとおり想定する。

■令和12（2030）年度までに必要な所要量想定

●施設所要量想定（単位：人）

児童発達支援	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
利用者数（見込み）	1,653	1,729	1,804	1,879	1,955
定員数	405	435	465	475	475
不足数	△146	△141	△136	△151	△177
	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)			
利用者数（見込み）	2,030	2,105			
定員数	475	475			
不足数	△202	△227			

整備予定施設概要 令和9年度 深沢警察宿舎跡地 定員10人

放課後等デイサービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
利用者数(見込み)	1,775	1,832	1,888	1,944	2,000
定員数	420	440	460	460	460
不足数	△172	△171	△169	△188	△207
	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)			
利用者数(見込み)	2,056	2,112			
定員数	460	460			
不足数	△225	△244			

②基本的な方向性

ア) 地域ごとに必要な施設所要量の確保

住んでいる地域や近隣地域において通所施設が利用できるよう、利用者の障害特性や希望を尊重し、各地域の障害者数や施設数を勘案しながら、施設整備を図る。

イ) 施設整備だけでなく、療育施設として必要な療育の質や健全な運営への支援を行う。

③具体的な方策

ア) 区内5地域の需要バランスを勘案し、利用者の障害特性や希望する支援を尊重した多様な施設整備・運営を図る。

イ) 療育プログラムや人員配置、職員の適正、安全対策など、開設前の丁寧な聞き取りを実施し、無理のない事業開設に向け支援するとともに、世田谷区福祉人材育成研修センターなどと連携し、看護師や児童指導員など必要となる人材の質や育成について支援を行う。

(2) 重症心身障害児への対応（医療的ケア児含む）

①所要量想定

保健福祉総合事業概要において、重症心身障害児の人数が示されていないため、重症心身障害児の人数を身体障害者手帳と愛の手帳の重複者の人数とし、今回の所要量を過去の伸び率等を勘案し、想定する。

■令和12（2030）年度までに必要な所要量

児童発達支援	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
利用者数（見込み）	60	61	62	63	64
定員数	29	29	29	34	34
不足数	△19	△20	△21	△16	△17
	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)			
利用者数（見込み）	64	65			
定員数	34	34			
不足数	△18	△18			

整備予定施設概要 令和9年度 新規開設 深沢警察宿舎 定員5人

放課後等デイサービス	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
利用者数（見込み）	91	92	93	94	95
定員数	31	31	31	31	31
不足数	△41	△42	△43	△44	△45
	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)			
利用者数（見込み）	97	98			
定員数	31	31			
不足数	△46	△47			

②基本的な方向性

- ア) 今後も医療の進歩などにより医療的ケア児を含む重症心身障害児は増える傾向にあるが、地域に偏りがなく、身近な地域で受け入れる施設整備を進める。
- イ) 医療的ケア児を含む重症心身障害児は体調が不安定で入院や欠席が多く、また症状が多岐に渡るため、運営する事業者負担を軽減する策を講じる。
- ウ) 医療的ケア等の対応へのノウハウの蓄積などを図るため、看護師を中心とした勉強会

などの専門職同士の横のつながりや重症心身障害児通所施設会などを活用し、人材育成・確保に努める。

③具体的な方策

ア) 増加が見込まれる医療的ケア児を含む重症心身障害児の施設整備

把握した所要量から、現状の医療的ケア児を含む重症心身障害児通所施設では、今後需要の増加が見込まれるため、新たに児童発達支援・放課後等デイサービスについては令和15年度までに上記需要を満たす医療的ケア児を含む重症心身障害児対応施設数を整備する。なお、整備にあたっては、区内5地域の需要バランスを勘案し、区立保育園空きスペースの利用や都営住宅、障害者通所施設との併用など公有地活用による財政負担軽減を行う。

イ) 事業者負担軽減策の実施

医療的ケア児の受け入れには、必要な整備支援、運営にあたっての看護師確保や職員研修のための補助制度、また利用者が不安定な体調であるため入院や欠席が多く、当日の職員配置が有効に活用できないなど、事業者負担を軽減する手法について整理検討し実施する。

ウ) 既存の施設から地域の施設へのノウハウ継承

東京リハビリテーションセンター世田谷・Ohana KIDS ステーション・こどもデイウイズを中心にノウハウを蓄積し、地域の施設へ発信していく。また、横のつながりを生かしたノウハウの蓄積・継承に加えて、ハード面（機器・設備の整備、支援スペース等）や受け入れ体制（支援者の配置や研修、利用者の欠席時対応）などの環境整備を進める。また、開設時には療育プログラムや人員配置、職員の適正、安全対策など、丁寧な聞き取りを実施し、無理のない事業開設に向け支援する。

エ) 医療的ケア児等が必要な方の支援に携わる人材の確保・育成

世田谷区福祉人材育成・研修センターの活用や成育医療研究センター等との連携により、支援する人材の確保・育成を推進する。

6 今後の整備について

以上の所要量想定や方策を踏まえ、次期（仮称）せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―（令和6年度～令和8年度）の内容に反映させる。

なお、施設整備等を進めていくための具体策は以下のとおりとする。

(1) 具体策

①障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス共通）

- ・区内5地域の需要バランスを勘案した施設整備
- ・利用者の障害特性や希望する支援を尊重した多様な施設整備・運営を図る。
- ・利用者が自ら希望に合った施設利用が可能になるように施設の特徴や魅力を発信。
- ・開設希望事業所に対する開設前からの丁寧なヒアリングを実施し、無理のない事業運

営を図る。

- ・人材の確保・育成の推進
- ②医療的ケア児を含む重症心身障害児への対応（①に加えて進める）
- ・区立保育園空きスペースの利用や都営住宅、障害者施設との併設等公有地活用による新規施設整備
 - ・運営事業者の負担軽減策の導入
 - ・既存医療的ケア児受け入れ施設からのノウハウの蓄積・発信